太陽光発電設備工事を実施される事業者の皆様へ

東広島市 都市交通部 開発指導課

太陽光発電設備の施工に伴い、造成の内容によっては宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の許可が必要となる場合があり、周辺住民の方々などから許可の有無についての問い合わせや他法令に基づく都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の要否についての問い合わせが寄せられる場合があります。

このため、開発指導課では、工事内容の確認のため、<u>工事着手前</u>までに工事の施工に関する計画の提出を任意でお願いしております。

提出していただく書面の記載内容は次のとおりです。

【記載項目】

- 《事業者の名称》
 - ・担当者の連絡先も記載してください。
- 《1. 施工場所》
- ・土地の所在について、地番まで記載してください。
- 《2. 位置図》
 - ・施工場所がわかる地図を添付してください。
- 《3. 現況写真》
 - ・施工前の現状を全体的に撮影してください。
 - ・撮影方向を《4. 配置図》に示してください。
 - ・撮影枚数は2アングル以上としてください。
- 《4. 配置図》
 - ・航空写真等に配置計画を記載してください。
 - ・施工場所及び周辺の地番を記載してください。
 - ・太陽光パネル等の配置計画を図示してください。
- ※参考:(東広島市ホームページ トップ画面→お役立ちツール一覧→地図・施設情報→ひ がしひろしまっぷ(外部リンク)→地図から探す→地図表示の切替→航空写真→印刷)
- 《5. 断面図》
 - ・施工場所及び周辺との高低差がある場合に添付してください。
 - ・施工場所及びその周辺との高低差を計測し、図面に記載してください。
- ※造成の有無や事業規模によっては、更に詳細な横断図の提出をお願いする場合があり ます。
- 《6. 工事期間》
 - ・予定している工事期間を記載してください。
 - ・具体的な日付が不明な場合は、令和○年○月上旬~令和○年△下旬等の表現でも構いません。
- 《7. 計画の概要》
 - ・表中①から⑤の項目について、該当の有無を選択(記載)してください。

【提出部数】

1 部

【提出先】※郵送でも受け付けます。

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号 (本館 7 階)

東広島市 都市交通部 開発指導課

TEL:082-420-0959

東 広 島 市 長 様 (都市交通部開発指導課)

事業者

 (申請者)住所
 〇〇県〇〇市〇〇〇△△△番地△△

 名称
 株式会社〇〇〇
 代表取締役〇〇
 〇〇

 電話番号
 〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇
 (祖当者氏名・連絡先)
 〇〇
 〇〇

太陽光発電設備の施工に伴い、「都市計画法」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下: 盛土規制法)」の適用に関して、次のとおり計画書を提出します。

《1. 施工場所(すべての地番を記載してください。)》
 東広島市<u>〇〇町〇〇字〇〇〇</u> △△△番地△△、□□□番地□□

- 《2.位置図》: 別紙のとおり
- 《3. 現況写真》: 別紙のとおり (4. 配置図に撮影した位置・方向を図示してください。)
- 《4. 配 置 図》: 別紙のとおり
- 《5.断 面 図》: 別紙のとおり (施工場所と周辺に高低差がある場合に添付してください。)
- 《6. 工事期間》: 令和 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 年 ○ 月 ○ 日
- 《7. 計画の概要》

表中の項目について、該当の有無をチェックしてください。

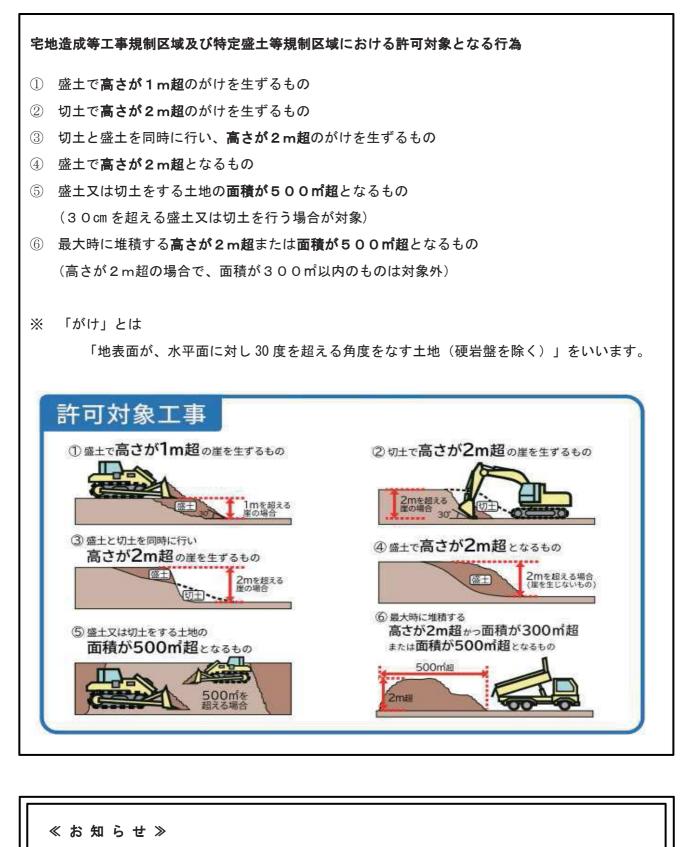
	ある	なし
①建築物の建築の予定		I
②危険物を含有する蓄電池 ^{注1} の設置の予定		Ø
③造成行為(30cmを超える切盛土)の予定		۲
④擁壁、崖面崩壊防止施設の更新の予定		V
⑤排水施設の更新の予定		۲
	ひとつでも「ある」に該	
	当する場合は、 <u>別途開発</u>	すべてが「なし」の場合
	指導課へ協議してくださ	は、許可は不要
	Lì.	

注1)都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定される危険物を含有するもの

※この計画書は都市計画法又は盛土規制法の許可等の必要性を判断するために"任意"で提出を 求めるものです。

※上記項目のいずれかがひとつでも「ある」に該当する場合には、都市計画法又は盛土規制法の 許可等が必要となる場合があるので、別途開発指導課と協議をして下さい。

※盛土規制法の許可対象行為については、次頁を参照してください。



「東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」が令和7年6月30日に公布され、 令和8年1月1日より施行が予定されています。

太陽光発電事業に係る事業者におかれましては、事業計画について、また当該条例の適用の 有無についてなど環境先進都市推進課に事前協議を行ってください。